

研究活動に係る不正行為への対応（概要図）

「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、本法人における研究活動に係る不正行為等の防止及び適切な対応のために内部規程を定める

対象とする不正行為	● 論文等の捏造・改ざん・盗用、研究費不正使用
通報等の窓口	● 医療研究推進課・監査室・顧問弁護士 ・通報は実名が原則 ・封書、電子メール、電話又は面会

<関係規程等>

◎公立大学法人福島県立医科大学における公益通報に関する規程

◎公立大学法人福島県立医科大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する要綱

不正行為の通報等から認定・処分まで

